

## 平成27年度 国体大阪府代表選手選抜要項

掲題の件、平成27年度国民体育大会の選抜要項につき、下記の通りご案内致します。  
記

### I 基本方針

- ①大阪府で最も強い選手で編成した大阪府代表として国体に送り出し、上位入賞を狙う。
- ②大阪府の代表選手になることが、大阪府出身のボート選手の誇りとなるチーム作りをする。
- ③成年種目では、「ふるさと選手制度」を生かし、他府県で活躍する大阪府出身の選手の参加を募る。
- ④府下各団体（中学、高校、大学、クラブ）のレベルアップをはかり、国体のほか国内主要大会で活躍する、あるいは世界選手権・オリンピック等の日本代表となる大阪府出身の選手を輩出する。

### II 成年種目の選考について

本年6月20日に実施する国体大阪府予選の結果により、代表選手を選考する。なお、代表選手は以下に掲げる国体の参加資格を有する者（次のア、イ、ウのいずれかに該当する者）に限る。

- ア．居住地を示す現住所が大阪である者
- イ．勤務地が大阪府にある者
- ウ．「ふるさと選手制度」の登録が大阪である者

#### 1. 代表選考会（国体大阪府予選）

- ①代表選考会は6月20日に浜寺漕艇場（1,000m コース）にて実施する（国体大阪府予選）。国体への参加を希望する場合は、本レースへの参加を必須とする。詳細は、選考会要項に別途定める。
- ②代表選考会では、各種目について選考レースを実施し、それぞれ上位1クルーを代表クルーとする。但し、特例として強化選手（後述）以外のエントリーがない種目については、当該種目のレースを実施せず、強化委員会の裁量により選手を発掘し、代表クルーを決定することがある。
- ③また、本年度の世界選手権等の日本代表選手に選出された選手に限り、予選免除種目である成年男子ダブルスカルに出場する意思がある場合は、代表選考会を経ずとも代表クルーに選ぶことができるものとする。
- ④代表クルー決定後であっても、選手のけが、病気などやむを得ない事情により本大会出場が困難になった場合は、その時点で交代選手を選考する。

#### 2. 選手団

選手団は、選手とスタッフ（監督、コーチ）によって構成される。スタッフは当協会の理事の中から選任するものとし、監督は協会理事のうち、日本体育協会公認スポーツ指導者資格を有する者の中から選任する。

選手団については理事会の承認を得るものとする。ただし、交代選手等緊急を要する場合は理事長の承認を得て経過を理事会に報告する。

### Ⅲ 強化指定選手について

国体において優秀な競技成績をおさめる可能性が見込まれる者に対して、協会から積極的にサポートをするための強化指定選手制度を実施する。

#### 1. 強化指定選手について

- ①国体出場の意志のある者は、大阪ボート協会の行う選手公募の告知に対し、参加の意志を表明し強化選手となることが出来る。(強化指定選手へのエントリー)
- ②強化指定選手は、大阪ボート協会の催す合同練習会に積極的に参加し、大阪ボート協会強化コーチ(以下、強化コーチ)の指導を受けることを推奨される。(本年度は女子選手を対象とします)
- ③強化指定選手は、日常の練習においてその潜力の向上をはかり、遠征中、強化練習その他選抜クルーとしての行動中は、強化コーチの指示に従うものとする。
- ④強化選手に関するクルー分けは、強化委員会が行う。

#### 2. 強化選手へのエントリー資格

国体の参加資格を有する者で次に挙げる強化選手の要件を満たす者、または大阪ボート協会の推薦を受けた者

＜強化指定選手の要件＞

- ①大阪ボート協会の方針に賛同し、大阪府代表選手として活躍する熱意をもっている者。
- ②大阪府選手団の一員として、協調性をもって行動できる者。
- ③フィジカル面、メンタル面の強さをもつと同時に、更なるトレーニングに耐えることのできる者。
- ④大阪ボート協会の計画する強化合宿・遠征等に参加できる者。

#### 3. 強化指定選手へのエントリーの方法

別紙エントリーシートに必要事項を記入し、6月5日迄に大阪ボート協会事務局に提出すること。なお、Eメールでの申込みの場合は、下記アドレス宛に送付すること。

osaka-boat@iaa.itkeeper.ne.jp

#### 4. 強化指定選手の決定

強化指定希望者の中から、強化委員会にて本年度の強化指定選手を選考し、決定する。選考結果は応募者に対して強化委員会から直接通知する。

#### 5. その他

強化選手の活動にともなう宿泊・交通費等の経費の一部を、大阪ボート協会より補助する。補助基準は以下の通り

##### ①交通費

大阪府予選 : 協会の基準による居住地から大阪までの交通費の片道分を補助する

近畿ブロック予選 : 協会の基準による居住地から大阪までの交通費の往復分を補助する

その他 : 都度定めるものとする

##### ②宿泊費

宿泊費 : 各予選出漕に伴い発生した宿泊費実費を全額補助する

以上